

事務 事業名	コード1	1242	園芸生産強化支援事業	課	農水産課					
	コード2		「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業 ☒ 主要事業	所属班	振興班					
				電話番号	68-1175	内線	254			
政策 体系	基本方針	5	活力と躍動感に満ちたまちづくり	予算	会計			款	項	目
	施策	1	農業の振興	科目	一般会計			06	01	03
	施策の展開	2	農産物の生産振興	根拠 法令	旭市補助金等交付規則					
	基本事業	276	野菜の生産振興							

1 現状把握(Do)

(1) 事業概要

① 事業期間	② 事業の内容 ※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるように記述する、行政用語は使わない
☐ 単年度繰返 ☐ 平成 23 年度～ ☐ 開始年度不詳 ☒ 期間限定複数年度 平成 23 年度～ 平成 25 年度まで ※全体像を記述⇒	・本事業は、千葉県の補助事業(3カ年事業/H23～25)で、市は県の補助金に上乗せして補助金を交付している。 ・農業者(認定農業者等、農業者が組織する団体、農業生産法人等)が、ハウスなどの園芸生産施設を建設する場合や園芸生産施設のビニール等を 硬質フィルムへ張り替える場合、またハウスの整備と併せて暖房機などの省力機械等を導入する場合に補助金を交付する。 ・補助率…農業者個人が管理する施設、機械等を整備する場合、整備費用(消費税額を除く)の1/4以内(県補助金)を交付 農業団体等が共同で管理する施設、機械等を整備する場合、整備費用(消費税額を除く)の1/3以内(県補助金)、1/20以内(市補助金) 【業務の流れ】 ・事業の周知・事業要望書の受付・取りまとめ→実施者の選定(県審査資料作成)→実施者への説明会開催 ・実施者からの書類受付・審査・文書交付→農業者へ補助金交付 ・県への書類提出・作成→現地検査→県への補助金請求

(2) トータルコスト

① 事業費の内訳(費目等)		単位	(決算)	(決算)	(決算)	(計画)	(計画)	(計画)
H23決算額								
県補助金 42,343,000円					42,343	65,278		
市補助金 66,000円								
					66	13,053		

(3) 事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段	① 主な活動	⑤ 活動指標名	単位	21年度 (決算)	22年度 (決算)	23年度 (決算)	24年度 (計画)	25年度 (計画)	26年度 (計画)
	23年度実績(23年度に行った主な活動) 補助金の交付	ア 申請件数	件	—	—	11	17		
目的	24年度計画(24年度に計画している主な活動) 補助金の交付	イ 事業PR回数	回	—	—	1	1		
		ウ							
目的	② 対象(誰、何を対象にしているのか)	⑥ 対象指標名	単位	21年度 (決算)	22年度 (決算)	23年度 (決算)	24年度 (計画)	25年度 (計画)	26年度 (計画)
	認定農業者、認定就農者 農業者が組織する団体(3戸以上) 農業生産法人等	ア 認定農業者・認定就農者数 (法人含む)	経営体数	923	933	953	942		
目的	③ 意図(対象がどのような状態になるのか)	⑦ 成果指標名(考え方)	単位	21年度 (決算)	22年度 (決算)	23年度 (決算)	24年度 (計画)	25年度 (計画)	26年度 (計画)
	栽培規模が拡大する 生産性が向上する	ア 補助金交付件数 ()	件	—	—	11	17		
上位目的	④ さらに、どんな上位目的に結び付けるのか	イ 施設整備面積 (事業による規模拡大状況を確認)	m ²	—	—	14,000	25,279		
	生産量が向上し、安定した農業を実現する	⑧ 上位成果指標名(考え方)	単位	21年度 (決算)	22年度 (決算)	23年度 (決算)	24年度 (計画)	25年度 (計画)	26年度 (計画)
上位目的		ア 主要園芸作物(きゅうり、トマト(大玉、ミニ)、 いちご、春菊、パセリ)のJAちばみどり取扱 数量(出荷状況を確認)	ケース	4,780,817	4,521,844	4,704,008			
		イ ()							

(4) 事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か？どんな経緯で始まったか？	② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどう変化しているか？開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか？	③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？
千葉県では、園芸産出額「全国1位」を目指して、本事業を主要事業に位置づけ開始した。 市上乗せ補助金は、本年予定しているJAちばみどりフレッシュグリーンの整備にあたり、個々の農業者へ支援することにより(農業者からの要望はなかったが)、園芸農業の継続を図るとともに更なる発展を考え始めた。	千葉県では、本事業実施前(平成22年度以前)から本事業と同様の内容である「園芸王国ちば」強化支援事業を平成18年度から実施していた。 市では、平成24年度から上乗せ補助金を拡充し実施している。 ・個人利用施設、機械等の整備に対し1/20以内を交付 ・共同利用施設、機械等の整備に対し県補助金とあわせて40%以内を交付(整備費用(消費税額を除く)×40%＝県補助金)	平成18年度から同様の事業を実施しており、事業実施者からは、「良い事業」「また活用したい」など継続を望む意見がある。

事務事業名	園芸生産強化支援事業 「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業	課名	農水産課	班名	振興班
-------	----------------------------------	----	------	----	-----

2 評価(Check1)担当者による事後評価

目的 妥当性 評価	① 政策体系との整合性	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 結びついている ⇒【理由】	この事務事業の目的は市の政策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？	老朽化した施設の建て替えや施設規模の拡大等には、多額の費用が必要で農業者の負担がかなり大きい。費用負担が軽減されることで、農業への意欲を高めることが期待でき、総合計画上の施策「農業の振興」につながる。
	② 対象・意図の妥当性	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 適切である ⇒【理由】	対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	補助対象とならない農業者でも経営をより良くする意思のある農業者であれば、経営改善計画を策定し、認定されれば認定農業者となることができる。
	③ 行政関与の妥当性	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 妥当である ⇒【理由】	なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？	県の事業要領等から市の関与（書類の提出先等）が定められているため、市が行わなければ市内の農業者は、本事業を活用できないこととなることから、市の関与は妥当である。 ただし、上乗せ補助については、県内12市町の実施であるため、見直す余地がある。
	④ 成果の現状水準	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 妥当である ⇒【理由】	あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？	栽培規模が拡大しており、出荷量が向上している。
	⑤ 成果の向上余地	☒ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】	次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するかどうか？	補助対象とならない施設（800㎡以下）の建設を補助対象とすることで、経営規模の小さな農業者へ支援できる。
有効性 評価	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性	☒ 他に手段がある ↳ (1) 事務事業名：(強い農業づくり交付金) (2) ☐ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☐ 連携ができる ⇒【理由】 ☒ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】	目的を達成するには、この事務事業の他（民間・国県を含む）に方法があるか？ ↓ 他に手段がある場合 (1)具体的にはどのような事務事業か？ (2)類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	上記事業は、この事業と同様の整備内容に対して補助金を交付する事業であるが、上記事業を活用できない個々の農業者はこの事業を活用することができるなど、区分けがされている。
	⑦ 事業費の削減余地（表面トータルコストの事業費部分）	☒ 削減余地がある ⇒【理由】 ☐ 削減余地がない ⇒【理由】	事業費を削減できないか？（経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど）	県内で県補助金に上乗せして補助金を交付している市町村は、12市町（54市町村のうち）で、海匠管内では旭市のみである。また、自己資金分（補助残）について、本事業活用者の多くが制度資金を活用しており、本補助金の他にも利子補給を受けている。
効率性 評価	⑧ 人件費の削減余地（表面トータルコストの人件費部分）	☒ 削減余地がある ⇒【理由】 ☐ 削減余地がない ⇒【理由】	やり方の工夫（業務プロセスの改善など）や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？	本事業に係る業務の大部分を占める資料の作成については、申請者（農業者）の関与を高めることにより、申請書作成事務の削減余地がある。ただし、全体的な業務時間は、申請件数に応じて増減する。
	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 公平・公正である ⇒【理由】	事業の内容が一部の受益者に偏っていないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	認定農業者であれば事業を活用することができる。

3 評価(Check2)担当課長による評価結果と総括

(1) 1次評価者としての評価結果	(2) 全体総括(振り返り、反省点)
① 目的妥当性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ② 有効性 ☐ 適切 ☒ 見直し余地あり ③ 効率性 ☐ 適切 ☒ 見直し余地あり ④ 公平性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり	市上乗せ分を無くしても、制度資金の利子補給でカバーできる。

4 今後の方向性(事務事業担当課案)(Plan)

(1) 今後の事業の方向性(複数選択可)		※2～3年後を目処にした方向性			(3) 改革・改善による期待成果 (廃止・休止の場合は記入不要)																								
☐ 目的再設定	☐ 行政関与の見直し	☒ 事業のやり方改善による成果向上	☒ 事業統廃合・連携(関連事業:強い農業づくり交付金)		<table border="1"><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><td>向上</td><td>○</td><td></td><td></td></tr><tr><td>維持</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>低下</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>						コスト			削減	維持	増加	成果	向上	○			維持				低下			
		コスト																											
		削減	維持						増加																				
成果	向上	○																											
	維持																												
	低下																												
☒ 事業のやり方改善による事業費削減	☒ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減	☐ 受益機会の適正化	☐ 費用負担の適正化																										
(2) 改革改善案について		※いつまでに、なにを、どうするのか？																											
①平成26年度からの新事業の内容を確認し、市上乗せ補助を調整する																													
②新事業では、補助対象となる施設建設面積(上限、下限)の見直しを要望する																													
③																													
④																													
(4) 改革、改善を実現する上で解決すべき課題(壁)とその解決策																													
①平成26年度以降の新事業実施の有無、また、県からの情報提供時期が不明																													
②																													
③																													
④																													